

# 令和8年度より 『子ども・子育て支援金制度』が始まります

## 子ども・子育て支援金制度とは？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を全世代・社会全体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

少子化を改善することは、国の経済・労働力確保・国民皆保険の維持にもつながることから、医療保険者が国に代わって、高齢者を含む全世代から「子ども・子育て支援金」を徴収し、国に納付する義務を負います。

## いつから始まるの？

令和8年4月分保険料（令和8年5月27日引落し）から、被保険者の支援金額を医療保険料と共に納付いただくことになります。

## いくら支払うの？ずっと増え続けるの？

国は主な施策を令和8年度から10年度にかけて拡充するとしており、保険者の支援金納付額を令和10年度を最大規模と決めていることから、令和11年度以降増え続けることはありません。

現時点で国から納付金額は示されていませんが、当組合では、国保問題特別検討委員会や理事会で被保険者の負担方法等について、慎重に検討をすすめています。金額及び納付対象者等の詳細は、来年3月の組合会での議決を経て決定しますので、決まり次第、速やかにお知らせいたします。

## 支援金の使いみちは？

支援金を財源として、国が子ども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。

【加速化プランの施策】  
・児童手当の拡充・妊婦のための支援給付  
・育児時短就業給付・子ども誰でも通園制度 等



子ども・子育て  
支援金制度のQ&A  
(子ども家庭庁HP)